

特集 親鸞会とは何か

真宗王国・北陸に屹立する
親鸞原理主義教団の現在

高森顕徹会長 直撃！ 親鸞会本部探訪ルポ 小川寛大

私が対峙した35年前の親鸞会 紅椽英頭

元会員が語る親鸞会の教義と勧誘とカネ 宮田秀成

親鸞会「伝統教団」寺院乗っ取り事件の真相 本誌編集部

映画『なぜ生きる』と当世アニメ「業界」事情 古谷経衛

3大直撃 参院選後の日本政治と宗教
高信 自公連立は究極の野合だ
白真 私の政策と立正佼成会
鈴木邦男 生長の家と日本会議



迫真レポート
新連載
PL教団はなぜ名門野球部を廃部にしたのか 柳川悠二
オウム「残党組織」が札幌で入手した最大施設 小笠原 淳
長野・善光寺貫主の「あきれた」セクハラ騒動記 林 克明
誤った教義を垂れ流す世界救世教の「末期」症状 本誌編集部

迫真レポート ◆ 東京都・ビル型納骨堂課税問題

都心ビル型納骨堂への課税は 現場を知らぬ司法の勇み足である

行政書士・葬祭カウンセラー 勝 桂子

東京・赤坂見附駅から徒歩二分の好立地にある搬送式納骨堂「伝燈院赤坂浄苑」に昨年、東京都が固定資産税と都市計画税の支払いを求めた。この処分に対し伝燈院は審査請求するも棄却され、東京地裁に取消訴訟を起こした。しかし今年五月の判決は伝燈院の主張を「理由なし」と

して棄却。納骨堂を運営する全国の宗教法人に波及がひろがっている。伝燈院は金沢市に本院のある曹洞宗寺院。瑩山（道元と並ぶ曹洞宗の「兩祖」を開山とする七百年の歴史がある寺だが、江戸期に火災にあった後、檀家少数のため仮本堂のまま復興が進まなかった。そこで現住職は

広く瑩山の教えを顕彰するため、東京に別院建立を発願。一九九六年に港区内に納骨堂「麻布浄苑」を建立した。菩提寺のない人が半数以上の都心に進出したことが功を奏してこの事業は当たり、金沢本院も九七年、本堂再建を果たしている。赤坂浄苑は、この麻布浄苑の約八

割が埋まったのをうけて、新たな信徒のための納骨堂として二〇一三年四月二十日に開苑した。資金の融通を、販売委託会社である株式会社せがわ（以下、「訴外会社」）が担ったにせよ、二十年も前から危機意識を抱いて都市部へ乗り出している経緯を見れば、信徒獲得に熱心な寺院であることが見てとれる。

裁判では建物内の各部分について、地方税法三百四十八条二項が「原則として固定資産税を課することができない対象」として同項三号に掲げる「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」（以下、「三号非課税部分」）に当たるとの可否が問われた。

五階の本堂、庫裏および寺務所部分と、一階の寺務所部分については非課税と認められた。だがそれ以外

の四階客殿、三階副本堂、また二階と地下一階にある納骨庫に保管された収蔵厨子が搬送されてくる）などについては、遺骨を管理したり、日々の読経や供養が行われる場であるにもかかわらず、「三号非課税部分に当たらない」とされ、課税は適法との判決となった。

葬儀のできる寺

この判決は妥当か否か。筆者の第一印象は、「課税すべき寺はほかにいくらでもあるだろう」というものだった。赤坂浄苑では坐禅会を毎月行い、年数回の合同法要は会場が満杯になるほどの盛況ぶり。それまで菩提寺のなかった多くの人たちに定期的に寺へ通う縁をつくり、仏教をひろめることに貢献している。何よ

り葬祭ホールを使うことなく、建物内で棺のまま通夜葬儀ができることは画期的だ。

筆者は昨今、全国津々浦々の僧侶研修に招かれては、「葬送儀礼を葬儀業者の手から取り戻すべき」と講演している。読経の時間を葬儀社に決められるのはおかしい。儀礼の主導権を業者から取り戻す一步として、たとえば本堂での骨葬を積極的に勧めるという提案もしてきた。

ところが赤坂浄苑では、骨葬どころかお棺のまま、寺で葬儀ができてしまうのだ。火葬まで日数がかかるときには、三階の和室にエアコンを強力に効かせ、ドライアイスを増やしてご遺体の状態を保持する。こうした遺体の扱いは宗教者の領分ではない。訴外会社との連携により、葬送儀礼の場をホールから寺へ取り戻した、鮮やかな成功例と言える。

判決文では、主な判決理由として

次の点が挙げられていた。①本件納骨堂の使用者は原告の檀家となることを前提としない。また、原告以外の宗旨宗派の僧侶などが主宰する儀式行事を行う場合、原告に対して施設使用料を支払うこととされ、それが例外的とはいえない割合で行われている（筆者注、開苑から一年半余りの間に、納骨時に法要を行わない、もしくは他宗派の宗教者が行った割合は約一割。回忌法要を含む全体の法要の約一五%が原告以外の宗旨宗派によるものだった）②販売委託を受けた訴外会社が営業所を設け、無償で使用している③一定の販売数に満たない場合には訴外会社から保証金の預託を受ける定めがある④五階本堂部分には本尊が安置されているのに対し三階副本堂部分にはそれがなく、また四階客殿部分は原告の僧侶が利用する以外にもさま

ざまな使われ方がされている――。

①と②を要約すると、「他宗の宗教者を有償で受け入れているが、営利企業である訴外会社には無償で場所を提供している」という事実が、企業と結託して場所貸しをしていると判断されてしまった印象である。そして昨今、檀家制度を採用しない寺はむしろ信者獲得に先駆的・意欲的なところが多いのに、赤坂浄苑は檀家を募らない（＝布教に熱心ではない）かのように判示されている。

施設利用料について、赤坂浄苑に常駐する角田賢隆副住職は、「他宗派が法要を行うときも、受付は当院の職員がしているので、少しはいただいている。しかし、もうけが出るほどではない」と話す。他宗派の関与について「例外的とは言えない割合」とあるが、これも認識違いだ。先代からの檀家が半数以上を占める

一般的な寺なら、その寺の住職に法要を依頼しない割合が一五%は確かに大きい。しかし赤坂浄苑の契約者は、元来菩提寺のない人が大半だ。菩提寺がないのに先祖代々の宗旨を大切にしたいと願う人は、実家の宗旨に関心を持たない人より敬虔な仏教徒といえる。そうした信者の多くが、都市部では寺との縁を持ってないことを遺憾に感じ、二十年前に別院建立を発願したのが住職の真意であろう。法廷ではその点が伝わらなかった。

全国的に「日本人の寺離れ」がいわれる中、赤坂浄苑は信者を着実に増やしている。しかも「五件に一件は直葬（通夜・葬儀を行わず、宗教者も呼ばない葬儀）」と言われる都市部において、赤坂浄苑では契約者の九割が納骨時の読経を同苑に依頼し、八五%が回忌法要まで依頼してい

る。この寺がいかにかに布教教化に成功しているかを示す数字だろう。他宗派で葬儀を行う人もいるが、「親を送る代では先祖の宗旨で葬儀を行いたい、自分の代では伝燈院にお願いしたい、と言ってくれている人も多数」(副住職)だそうだ。

祖先の宗派(他宗)を大切にしたいと願う人たちは、せつかく納骨堂契約という縁を持つても、曹洞宗式の合同法要には足を運ばない。そのような人にも親近感を持ってもらうため、赤坂浄苑は落語会などの催しも行っている。「過去四回行いましたが、抽選に毎回はずれてしまうと残念がる人が出てしまうほど」(副住職)。今後、赤坂浄苑以外の僧侶が行う葬儀割合は着実に減ってゆくと予想される。実際、二十年前に開苑した麻布浄苑でも他宗派の儀礼を制限はしていないが、「現在は年に

への埋葬ができない遺骨を預かるため、境内地内に場を設ける場合に適用する法で、そこで入魂や回忌法要を行い墓参をする想定ではない。墓理法第二条は「他人の委託を受けて、焼骨を収蔵する」のが納骨堂であると定義する。これに対し昨今のビル型納骨堂は、契約者の名で永代使用権を得て焼骨を収蔵するものだから、宗教法人が個人から「委託を受けて」預かるものではない。利用者もイエ墓と同様の感覚で契約し、墓参する。つまり本件は、三号非課税建物に当たるか否かを争うように、論点をずらして四号「墓地」に準ずるものであるから非課税である、として賦課処分の取り消しを要求する余地もあったのではないかと。それならば墓地許可を得よ」と都が要求しそうだが、反論はできる。「墓理法」二条で、「墓地」は「墳墓」

数件と、無いに等しい」(同)。

②と③は、墓苑開発では他所でも通例行われていることだ。広義の公益法人たる宗教法人は特定の一企業とはなく、複数社と組むことが好ましいのかもしれないが、開発時点から億単位の資金が必要となる墓苑開発においては、銀行の信頼に足る大手企業が担保をしないと融資がなされない傾向にある。数代以上にわたる永続的な管理を要求され、しかも国民の誰もが必要とする墓について、行政庁が補助をすることもなく、事業全般が宗教法人に任されている。地域に集合墓地があり、草取りと読経をすればよい時代ではない。納骨堂、しかも機械式となれば、その管理は宗教者の手に負えるはずもない。大手企業が責任を持つてメンテナンスに従事しなければ、人々も安心して契約できない。利用者が

を設ける場所であり、墳墓とは「焼骨を埋蔵する(地中に埋める)」ものと規定されているので、地上に収蔵するビル型納骨堂に許可は不要である。法が現状に追いついていないのが一番の問題であるが、港区条例の納骨堂設備基準では耐火構造や換気設置が求められ、機械式の納骨装置や駐車場の定めまであることを勘案すれば、参拝(墓参)を伴う施設を想定していることは明白だ。

今回はつきりしたのは、宗教法人への固定資産税の課税・非課税は、登記が境内地であるか否かや、収益事業に当たるか否かとは関係なく、「宗教法人の目的のため必要な、本来的に欠くことのできない建物の一部である」と評価できるか否かで決まる」ということだ。弁護士は寺や墓地をめぐる背景事情にさほど明るくないのだから、寺側が積極的に個々

求めるのは、葬られた遺骨をいつでも参拜できる利便性である。儀礼は宗教法人に、管理や葬儀の実務部分は販売委託会社というパートナーシップを、「公益に資するため必要不可欠な、業界の特殊事情」と主張してもよかつたのではないか。

法の空白埋める主張を

また判決文は、地方税法が「原則として固定資産税を課することができない対象」として、三条非課税要件に続き同条同項四号で「墓地」を掲げるが、納骨堂自体はただちに非課税とするものとして列挙されていない、という点も指摘する。納骨堂の定義については、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓理法」)第二条にある。ただこの定義は戦後すぐの一九四八年に制定されたもの。墓地

の活動や行事について「信徒獲得と教化のため本来的に欠くことのできないもの」と意識し、それを説明していかなければならない。

最後に、税の支払いについて語った副住職の言葉を引く。「私は兄弟子から、蓄財には悪業がついて回ると教わっています。余利金が出たら寄付するのが当然なので、それが固定資産税に転じたと思えばよく、『取られた』とは思っていません」

今回の判決の流れで、「税金を取られたら負け」と思い込んでいる、真に課税すべき宗教法人への課税気運が高まればと感じる。

すぐれ・けいこ◎一九六五年東京生まれ。行政書士、ファイナンシャル・プランナーとして通信・相続・改葬などの業務を行う。「いのお坊さん」といお坊さん(ベスト新書)著者として全国各地の僧侶研修などに登壇。東京観光専門学校校長兼ディレクター・学科非常勤講師。